

# 日建連は四月一日付で 一般社団法人日本建設業連合会 に移行しました

社団法人日本建設業連合会は、本年四月一日付をもって、「一般社団法人日本建設業連合会」に移行致しました。

これは、公益法人制度改革によって、社団法人は、平成二十五年十一月までに公益社団法人または一般社団法人のいずれかに移行する旨の申請を行い、移行認定または移行認可を受ける必要があると定められたことによるものです。

この公益法人制度改革に関連する法律が施行された当時、日建連は合併前であり、移行先については旧三団体がそれぞれ検討を行っていたところでしたが、各団体とも申請を行う前の平成二十三年四月に合併することとなりました。そこで、平成二十二年十二月十七日の三団体合同臨時総会において合併決議を行うとともに、移行先の選択については、平成二十四年度早期の手続き開始を目指して合併後改めて決定することが承認されました。これは、法律が施行された後は、公益法人が合併すると、合併した年度の決算内容を総会で承認を得た後でなければ移行申請ができないことになっているため、合併年度である平成二十三年年度決算が承認され次第早期に申請するとしたものです。

合併後、改めて検討を重ねた結果、平成二十四年四月二十四日の

通常総会において、「平成二十五年四月一日を目途に、一般社団法人に移行する」旨の移行決議が採択されました。

その後、申請書類を整え、平成二十四年五月三十一日に内閣府・公益認定等委員会に移行認可申請書を提出しました。

申請後は委員会担当者のご指導により調整を図り、同年十月十二日、公益認定等委員会から内閣総理大臣に「日建連は、関係法律に規定する（一般社団法人への移行）認可の基準に適合すると認めるのが相当である」との内容の答申書が提出され、これにより一般社団法人への移行が内定しました。

そして本年三月二十一日、正式な認可書が交付され、この認可書に基づき、法人の登記申請を行い、本年四月一日付をもって、一般社団法人日本建設業連合会に移行しました。

一般社団法人は、公益社団法人に比べて、実施する事業内容について特段の制約を受けないことから、より自由な事業活動を行うことができます。また、移行時における財産については、移行後も公益事業として使用する必要があるため、数年間は行政庁の監督を受けることとなりますが、財産が計算上ゼロとなった後は監督も受けないこととなります。